

[アクションプランを実現するための提案（大阪市案）]

これまでの大阪市の取り組み

- 大阪市では、「地域就労支援事業」を平成14年9月より実施しており、就職困難者を地域から発見し、地域におけるネットワーク等により、自立・就労について一人ひとりの状況に応じた支援を行ってきた。相談の実施については、専門のコーディネーターが各区役所等を巡回して就労相談を実施するなど、利用者にとっては便利な相談窓口となっている。
- また、平成14年7月に開設した「しごと情報ひろば」（現在は大阪市内4か所設置）では、労使関係等の労働相談や市民に対する職業相談を実施してきたが、職業安定法の改正（平成16年3月1日施行）により地方公共団体においても無料職業紹介事業の実施が可能となったことを踏まえ、平成16年10月からは、地域に密着した求人情報を開拓するとともにハローワークの求人情報等に基づいた無料による職業紹介事業を実施している。
- しごと情報ひろばでは、現在の厳しい雇用・失業情勢に対応するため、国の交付金を活用し、平成21年8月から、相談時間の延長や開設日を増加するとともに、10月からは、手話・英語による相談を新たに実施するなど、利用者の利便性の向上に努めてきた。
- 平成23年4月からは、子育てのために仕事を辞めた女性の再就職や、母子家庭の母の就職を支援するため、クレオ大阪西に、「しごと情報ひろばマザーズ」を新設したところである。
- さらに、3月11日に発生した東日本大震災により、市内に避難されてきた方々についても、職業相談・紹介や情報提供等を実施するとともに、被災された方々を対象とする求人情報を開拓しているところである。

「しごと情報ひろば」の実績 (単位: 件)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 5,194 | 15,435 | 18,743 |
| 求人数 | 11,404 | 5,369 | 7,994 |
| 就職件数 | 508 | 1,211 | 1,381 |

東日本大震災被災者に対する支援状況（平成23年9月25日現在）

| 登録（件） | 総相談件数 （新規+再来） | 就職件数 | 被災者優先 求人開拓 |
|-------|------------------|------|---------------|
| 58 | 100 | 14 | 77社 321件 |

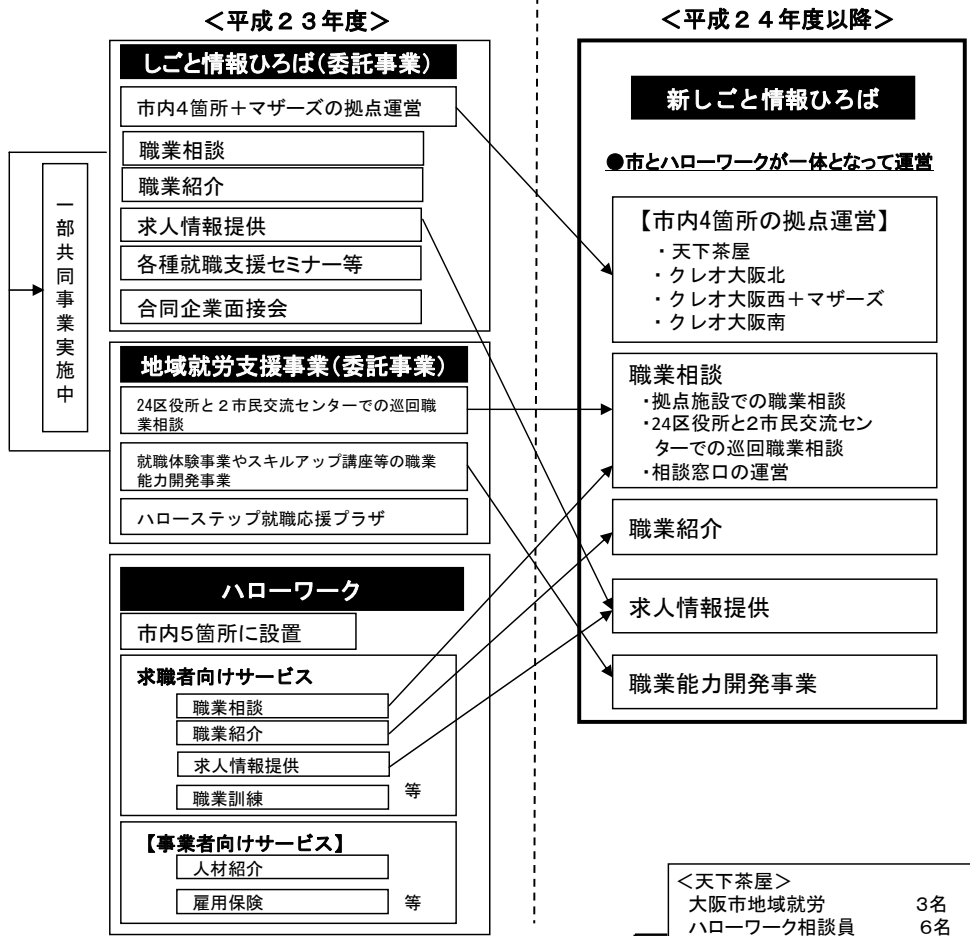
「地域就労支援事業」の実績 (単位: 件)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 2,994 | 4,012 | 4,261 |

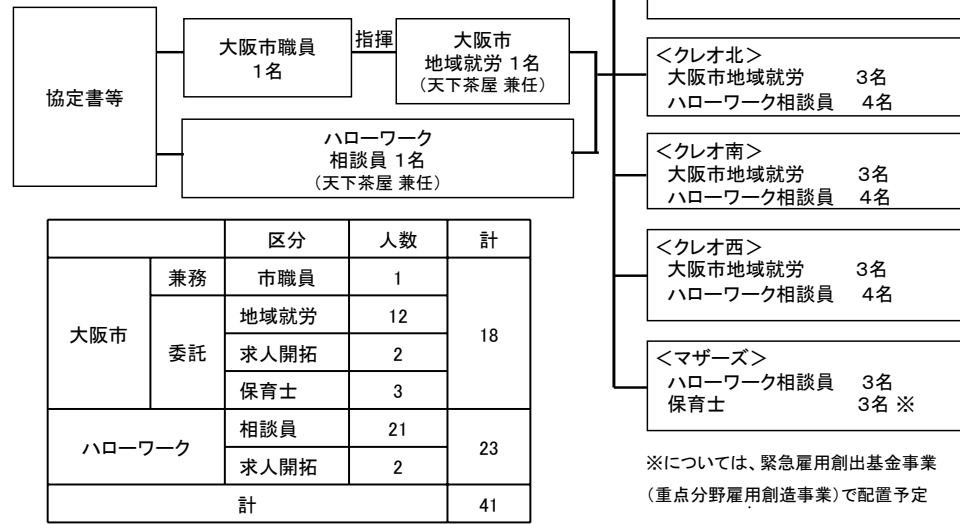
2. 大阪市の就業支援の取り組みとハローワーク職業相談・紹介機能の一体的運営

- 厳しい雇用失業情勢のもとで、若年者や高齢者、障害者、母子家庭の母など「就職に向けた支援が必要な人」の雇用環境が一層厳しさを増すなかにあって、従来の枠組みを超えた形での対処が求められている。
- 「就職に向けた支援が必要な人」は、一般的な施策では十分カバーすることのできない様々な事情を抱えており、また、地域とのつながりが極めて強いことから、できるだけ職住の近接での相談体制を確保する必要がある。
- また、東日本大震災の被災者の支援においても、大阪市へ避難される方は増加の一途をたどっており、これまで以上の支援を行うには、市単独では限界があるため、ハローワークのもつ職業紹介機能を活用することで、本市における雇用施策を強化する必要がある。
- そこで、大阪市では、より地域に密着した就業支援活動を実施するため、平成24年度より、現在の「地域就労支援事業」と「職業紹介事業（しごと情報ひろば）」を統合のうえハローワークの職業相談・紹介機能と一体化し、窓口施設として市内4か所の「しごと情報ひろば」を運営するとともに、24区役所と2市民交流センターでの巡回職業相談を実施することを提案する。
- 大阪市の主導の下、事業を一体的に実施するため、協定書を締結するなどの必要な措置を講ずることとする。

3. 事業統合案（フロー図）



4. 体制



アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの 一体的実施に向けた提案について

1. 提案の概要

大阪市役所からの提案に基づいて、下記3（2）の該当区役所保健福祉センター内に、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、生活保護申請段階の者等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、保健福祉センターの福祉部門担当コーディネーター等と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2. 提案理由

大阪市として、稼働能力を有する生活保護受給者等に対しての自立を助長する中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

この点、現在も、大阪市はハローワークと連携した取組を実施して一定の成果が出ているところであるが、これまで以上に両者が連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

3. 提案内容

（1）支援対象者

別紙のとおり

（2）設置場所

別紙のとおり

（3）実施内容

別紙のとおり

1. 設置場所及び支援対象者

○ 港区役所 保健福祉センター

支援対象者 ■ 生活保護受給者 ■ 住宅支援給付受給者
■ 児童扶養手当受給者 ■ 生活保護申請段階の者等

○ 浪速区役所 保健福祉センター

支援対象者 ■ 生活保護受給者 ■ 住宅支援給付受給者
■ 児童扶養手当受給者 ■ 生活保護申請段階の者等

○ 西淀川区役所 保健福祉センター

支援対象者 ■ 生活保護受給者 ■ 住宅支援給付受給者
■ 児童扶養手当受給者 ■ 生活保護申請段階の者等

○ 東淀川区役所 保健福祉センター

支援対象者 ■ 生活保護受給者 ■ 住宅支援給付受給者
■ 児童扶養手当受給者 ■ 生活保護申請段階の者等

○ 旭区役所 保健福祉センター

支援対象者 ■ 生活保護受給者 ■ 住宅支援給付受給者
■ 児童扶養手当受給者 ■ 生活保護申請段階の者等

○ 城東区役所 保健福祉センター

支援対象者 ■ 生活保護受給者 ■ 住宅支援給付受給者
■ 児童扶養手当受給者 ■ 生活保護申請段階の者等

○ 住吉区役所 保健福祉センター

支援対象者 ■ 生活保護受給者 ■ 住宅支援給付受給者
■ 児童扶養手当受給者 ■ 生活保護申請段階の者等

○ 東住吉区役所 保健福祉センター

支援対象者 ■ 生活保護受給者 ■ 住宅支援給付受給者
■ 児童扶養手当受給者 ■ 生活保護申請段階の者等

○ 西成区役所 保健福祉センター

支援対象者 ■ 生活保護受給者 ■ 住宅支援給付受給者
■ 児童扶養手当受給者 ■ 生活保護申請段階の者等

2. 実施内容

ハローワークが行う職業相談、職業紹介、求人情報の提供等と区役所保健福祉センター（以下「センター」という。）が行う生活保護等に係る業務を一体的に実施する。

具体的には、ハローワークは、ハローワーク常設窓口非常勤職員を配置し、生活支援窓口から誘導を受けた支援対象者等に対して職業相談・職業紹介、求人情報の提供等を実施する。

センターは、生活保護等に係る業務の実施に加えて、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、福祉部門担当コーディネーター等によってハローワーク常設窓口へ誘導する。